

不足額給付Ⅰ・Ⅱ 申請書

物価高騰による家計の負担を軽減するため、令和6年度に定額減税(所得税から3万円、住民税所得割から1万円)が実施されました。また、令和5年の所得を基に計算し、減税しきれないと見込まれた方には調整給付金(当初調整給付)を支給しました。令和6年分の所得税及び定額減税額の確定後に再計算を行い、支給額に不足が生じた方などに不足額給付金を支給します。

※本様式は不足額給付の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。お手元に「支給確認書」または「支給のお知らせ」が届いた場合は、**本様式を使用する必要はありません。**
※本様式を提出いただいた場合、支給要件に該当するか審査の上、記入いただいた現住所に「支給のお知らせ」を送付します。「支給のお知らせ」が届きましたら、給付内容の確認をお願いします。

【誓約・同意事項】

- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 市区町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年10月31日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。

【不足額給付Ⅰ】の場合

下記の支給要件に該当する場合、算定した支給額が支給されます。算定の結果0円となった場合には、不足額給付は支給されません。

＜支給要件＞

- ①+②(合計額を1万円単位に切り上げる)－③>0となる納税義務者
- ① 所得税分の所要額:3万円×減税対象人数(注1)－令和6年分所得額
 - ② 個人住民税所得割分の所要額:1万円×減税対象人数(注2)－令和6年度個人住民税所得割額
 - ③ 調整給付の額
- (注1)納税義務者本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族等
(注2)納税義務者本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族等

【不足額給付Ⅱ】の場合

原則4万円(注3,4)
(注3)令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円
(注4)当初調整給付にて扶養親族として対象となっていた場合、4万円から当初調整給付にて扶養者が受給下金額の差額となります。

1. 申請内容

申請を行う不足額給付金のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- ☐ 不足額給付Ⅰ(定額減税しきれず不足額が生じた方)
令和7年6月2日以降に税申告(修正申告を含む)を行ったことで、定額減税控除不足額が令和6年度の当初調整給付金額を上回る方
- ☐ 不足額給付Ⅱ(定額減税や低所得世帯向け給付等のいずれも対象とならなかった方)
次の要件をすべて満たす方が対象になります
- 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(本人として定額減税の対象にならない)
 - 税制度上、「扶養親族」の対象とならない者(扶養親族としても定額減税の対象にならない)
 - 低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった者

2. 申請者【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

申請日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名		
	年 月 日	〒 電話 ()

代理人が申請及び受給を行う場合、下記に記入してください。
※代理申請を行える方は支給対象者の親族及び法定代理人(成年後見人など)に限ります。

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名		
	年 月 日	電話 ()

3. 給付金の受取口座情報※振込先は原則世帯主名義の口座となります。

金融機関名		支店名		分類	口座名義(カナ)	
					※通帳の表記に合わせてください	
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協		本・支店 本・支所 出張所		普通		
金融機関コード		店番号			口座番号	
! 注意 ! 振込先が確認できる通帳又はキャッシュカードの写しを必ず添付してください。						

提出書類

【必ず提出するもの】

- ☐ 不足額給付Ⅰ・Ⅱ 申請書(本書類)
※ 必要事項が記入されているかご確認ください。
☐ 申請内容チェック欄
☐ 申請者(または代理人)の氏名など
☐ 受取口座情報
- ☐ 本人(代理人)確認書類の写し(コピー)
※ 申請者の氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類(マイナンバーカード<表面>・運転免許証等)いずれか1点の写し(コピー)
※ 代理人による申請及び受給の場合は、本人及び代理人両方の本人確認書類が必要です。
- ☐ 通帳又はキャッシュカードの写し(コピー)
※ 金融機関名、支店名、口座番号等がわかる面の写し

【必要に応じて提出するもの】

- <法定代理人が代理人として受給する場合>
☐ 本人との関係がわかる書類の写し
※ 戸籍謄本・登記事項証明書・裁判所が決定した旨が確認できる書類いずれか1点
- <令和6年中に他市町村から粕屋町に転入された方>
☐ 当初調整給付の支給決定通知書または確認書の写し(コピー)
※ 「当初調整給付の対象ではなかった方」又は「当初調整給付の対象で上記書類を添付できない方」は、令和6年度住民税の最新の納税通知書・特別徴収税額通知書・課税証明書のいずれかを同封してください。
- <令和7年6月2日以降、税申告(修正申告含む)を行った場合>
・令和6年分所得税について修正がある場合
☐ 令和6年分の源泉徴収票または確定申告書の写し(コピー)
・令和6年度住民税について修正がある場合
☐ 令和6年度住民税申告書または最新の納税通知書の写し(コピー)
- <青色事業専従者または事業専従者の方>
☐ 事業主の令和6年分所得税確定申告書または青色事業専従者に関する届け出書の写し(コピー)